設備	FV

」を「

第２条第１項第62号に掲げる無線設備	CT

」に、「

第２条
第２条
第２条

」を

第１項第62号に掲げる無線設備	CT
第１項第63号に掲げる無線設備	WT
第１項第64号に掲げる無線設備	XT

」に改める。

（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部改正）

第六条　特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第百四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号中「陸上移動業務」を「移動業務」に改める。

第二十七条第一号中「から当該撤去無線設備の残存価額（当該旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して十年を経過する日（当該旧割当期限が定められる前に当該旧割当期限に係る周波数の使用について、当該日以前の日を満了の日とする期限が既に定められている場合にあっては、当該期限の満了の日。別表において同じ。）において当該撤去無線設備の耐用年数が経過しない場合には当該日における価額）を差し引いた額」を「（ただし、当該旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して十年を経過する日（当該旧割当期限が定められる前に当該旧割当期限に係る周波数の使用について、当該日以前の日を満了の日とする期限が既に定められている場合にあっては、当該期限の満了の日。別表において同じ。）において当該撤去無線設備の耐用年数が経過しない場合には、当該日における価額を当該旧割当期限の満了の日における価額から差し引いた額）」に改める。

第三十一条の二第二号中「、残存価額」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第31条の２関係）

１　撤去無線設備の価額 (1)　旧割当期限の満了の日における撤去無線設備の価額	取得日を同じくする資産ごとに、次のイ又はロにより算定した額の合計額とする。 イ　撤去無線設備のうちロ以外のもの $C \times (1 - r1)^{n1} \times (1 - r1 \times n2)$ ロ　撤去無線設備のうち償却の方法として定額法が最も多く採用されているものとして総務大臣が定めるもの $C \times (1 - (n1 + n2) \times r2)$ 算式の符号 C　撤去無線設備の取得価額 r1　定率法の償却率（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第８に掲げる耐用年数に応じた定率法の償却率をいう。） r2　定額法の償却率（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第８に掲げる耐用年数に応じた定額法の償却率をいう。） n1　撤去無線設備の取得日から旧割当期限の満了の日までの期間の年数（その期間に１年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）
(2)　旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して10年を経過する日における撤去無線設備の価額	イ　撤去無線設備のうちロ以外のもの $C \times (1 - r1)^{n3} \times (1 - r1 \times n4)$ ロ　撤去無線設備のうち償却の方法として定額法が最も多く採用されているものとして総務大臣が定めるもの $C \times (1 - (n3 + n4) \times r2)$ 算式の符号 C、r1、r2　1(1)の算式の符号に同じ。 n3　撤去無線設備の取得日から旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して10年を経過するまでの期間の年数（その期間に１年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。） n4　撤去無線設備の取得日から旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して10年を経過するまでの期間の年数のうち１年に満たない端数
２　撤去無線設備の耐用年数	撤去無線設備の減価償却費の算定に使用される耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第１又は別表第２に定めるものをいう。）のうち、その使用に係る撤去無線設備の数が最も多いものに基づき総務大臣が定める年数
３　撤去無線設備の撤去に要する費用に相当する額	撤去無線設備の撤去に要する平均的な費用に基づき総務大臣が定める額
４　第27条第２号に規定する利子に相当する額を算定する際の利子の利率	償還期間が５年である国債の利回りその他の市場金利を勘案して総務大臣が定める年利

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条中特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第二条第一項、別表第一号１(3)アの表及び様式第七号の注４の表の改正規定（同項第六十四号に係る部分に限る。）は、平成二十五年四月一日から施行する。

（電波法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令による改正前の施行規則第六条第四項第二号(2)の規定は、平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

２　この省令による改正前の施行規則第十五条の三第七号(1)の規定は、平成二十六年三月三十一日までは、なお効力を有する。

（無線設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している、この省令による改正前の設備規則（以下「旧規則」という。）第四十九条の六、第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十一に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

２　この省令の施行の際現に受けている旧規則第四十九条の六、第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十一に規定する無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。